

久喜市議会

令和2年6月定例会

議員提出追加議案

## 議 案 目 録

|         |  |    |
|---------|--|----|
| 決議第 1 号 | 新型コロナウイルス感染症によって経済的影響を受けた市民及び事業者に対し水道料金の減免による支援策を講じること<br>を求める決議 | 1  |
| 決議第 2 号 | 緊急事態宣言下において社会を支える医療従事者をはじめ、<br>エッセンシャルワーカーに対し敬意と感謝の意を表する決議       | 2  |
| 決議第 3 号 | 新型コロナウイルス感染症における「医療法人 土屋小児病院」<br>に対する支援に関する決議                    | 3  |
| 意見第 3 号 | 東京高検黒川弘務検事長の定年延長を行った閣議決定の撤回<br>を求める意見書                           | 5  |
| 意見第 4 号 | 新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に困難を来す人々など、<br>すべての人に安心できる住居の確保・維持を求める意見書  | 7  |
| 意見第 5 号 | 雇用調整助成金のさらなる改善・拡充等を求める意見書  | 10 |
| 意見第 6 号 | 国会における憲法改正議論の推進を求める意見書   | 12 |

決議第1号

新型コロナウイルス感染症によって経済的影響を受けた市民及び事業者に対し  
水道料金の減免による支援策を講じることを求める決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年6月22日

提出者 久喜市議会議員

杉野修

宮崎利造

上條哲弘

岡崎克巳

猪股和雄

久喜市議会議長 春山千明 様

新型コロナウイルス感染症によって経済的影響を受けた市民及び事業者に対し  
水道料金の減免による支援策を講じることを求める決議

今般の新型コロナウイルス感染症は、国内外経済に甚大な影響を与えており、我が国経済も、現在、戦後最大とも言えるべき危機に直面している。本市においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動の停止や縮小が広く見られている。

また、市民生活においても、自粛などにより収入の減少や、家計費増等で生活が苦しくなっているとの声も聞いている。

国では、経済回復に向けて追加の対策を講じており、本市も様々な支援策を市独自の施策として実施して来ている。同時に現状において我々は、市民、事業者に対して、さらなる効果的な支援策が求められていることを強く認識するものである。

以上の理由から、本市の水道料金については、市民、事業者への支援策として減免を行うよう強く要望し、その速やかな実施を求める。

以上、決議する。

久喜市議会

決議第2号

緊急事態宣言下において社会を支える医療従事者をはじめ、エッセンシャルワーカーに対し敬意と感謝の意を表する決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年6月22日

提出者 久喜市議会議員  
宮崎利造  
賛成者 久喜市議会議員  
平沢健一郎  
並木隆一  
川内鴻輝  
井上忠昭

久喜市議会議長 春山千明 様

緊急事態宣言下において社会を支える医療従事者をはじめ、エッセンシャルワーカーに対し敬意と感謝の意を表する決議

新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が発令された。日本は、感染リスクや先行きの見えない不安に直面し、平穏な日常生活が奪われている。

新型コロナウイルスの影響が深刻化する中、社会の機能を維持するために、感染のリスクと戦いながら、命と暮らしを守る仕事に向き合っている人々がいる。その人々を「エッセンシャルワーカー（生活必須職従事者）」と呼ぶ。医療の最前線で昼夜を問わず奮闘している医療従事者及びその関係者、ライフラインや物流等の機能を守る人々、保育や障害者・高齢者福祉などに当たる人々である。このエッセンシャルワーカーの献身により、市民の暮らしは支えられている。

久喜市議会は、この国難にあたり、市民の生命及び財産を守り、生活を支えるために日々奮闘する全てのエッセンシャルワーカーに、市民を代表して敬意と感謝の意を表するものである。

以上、決議する。

久喜市議会

決議第3号

新型コロナウイルス感染症における「医療法人 土屋小児病院」に対する  
支援に関する決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年6月22日

提出者 久喜市議会議員

猪 股 和 雄

宮 崎 利 造

上 條 哲 弘

岡 崎 克 巳

杉 野 修

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

新型コロナウイルス感染症における「医療法人 土屋小児病院」に対する  
支援に関する決議

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国の医療機関では、本年4月以降大幅な減収が続いており、医療機関の経営は深刻な事態を迎えている。多くの医療機関で経営の存続が危ぶまれ、新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波を前に経営破綻が危惧されている。この経営危機は、新型コロナウイルス感染症の対応をする特定の医療機関に限定されたものではなく、全国の医療機関に及んでいる。

こうした中、久喜市に所在し、埼玉県東部北地区における小児二次救急医療の中核をなしている医療法人 土屋小児病院では、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた1月以降、特に病院経営に影響を及ぼす入院患者数が激減している。40床ある入院病床の4月・5月の稼働率は、40%を切っている状況であり、収入は前年同月比40%程度にまで落ち込んでいるとのことである。

今後、この状況が続き、更に新型コロナウイルス感染の第二波、第三波が発生した場合、経営破綻による倒産、仮に倒産を免れた場合でも医療従事者の処遇の低下が懸念されるところである。

同病院は、全国でも一人当たりの病院数が少ない利根保健医療圏の小児病院として、また、東部北地区における小児二次救急輪番病院として、日夜尽力されている。

埼玉県においては、小児医療機関への支援について実施するとのことではあるが、経営破綻による医療崩壊を回避するため、更なる財政支援を講じるよう要望するものである。

更に、久喜市としても、率先して東部北地区の市町と連携を図り、同病院の運営継続に向けた支援を行うことを要望するものである。

以上、決議する。

久 喜 市 議 会

意見第3号

東京高検黒川弘務検事長の定年延長を行った閣議決定の撤回を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年6月22日

提出者 久喜市議会議員  
杉野修  
平間益美  
賛成者 久喜市議会議員  
猪股和雄

久喜市議会議長 春山千明様

東京高検黒川弘務検事長の定年延長を行った閣議決定の撤回を求める意見書

本年の1月31日、内閣は2月に定年となる黒川弘務東京高検検事長の任期を6か月間、勤務延長することを閣議決定しました。しかし、検察官の定年は、国家公務員法ではなく、検察庁法によって定められており、国家公務員の定年制度は検察官には適用されないとの政府見解が一貫して維持されてきたものです。

国家公務員の勤務延長制度が制定された当時も、国会において同制度が検察官には適用されないとの解釈が答弁されていたにもかかわらず、現内閣は、これを解釈変更して適用したものです。

検察官は、時には総理大臣でさえ、捜査の対象にすることができる捜査権や起訴権を持つからこそ、不偏不党、厳正公平でなければなりません。しかし、今回、内閣や法務大臣の判断で検事長ら役職者の定年や勤務延長を行える法改正が国会に出されましたが、それは定年延長に「後付けで」根拠を与え、ときの政府が検察官人事に介入できる仕組みをつくることとなります。これでは、検察官の中立性、独立性が脅かされることになります。

よって、当議会は閣議決定による黒川弘務高検検事長の「定年延長」の撤回を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
あて



意見第4号

新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に困難を来す人々など、  
すべての人に安心できる住居の確保・維持を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2020年6月22日

提出者 久喜市議会議員  
川 辺 美 信  
賛成者 久喜市議会議員  
田 中 勝  
杉 野 修  
上 條 哲 弘  
岡 崎 克 巳

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に困難を来す人々など、  
すべての人に安心できる住居の確保・維持を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う政府の緊急事態宣言の影響により、急激な収入の減少や仕事を失うなどで収入が減少し、多くの人々が家賃の支払いが困難になる状況が生じています。緊急事態宣言が解除されても、営業や外出の自粛が引き続き求められ、今後、時間の経過とともに、こうした人々が爆発的に増えることも予想されます。

しかし、家賃の滞納が続いた場合には、債務不履行を理由として賃貸借契約を解除され、明渡しを求められるおそれもあります。また、緊急事態宣言に伴いインターネットカフェや漫画喫茶、サウナなどの休業により、行き場をなくした人たちも増えています。生活の基盤というべき住まいを失った場合には、生活が成り立たなくなり、貧困のスパイラルにおちいってしまいかねません。一度、住まいを失ってしまうと、仕事を探す上でも不利になります。また、住まいは社会保障の基盤であり、いくら制度があっても、支援を受けられず、福祉にもつながれなくなってしまいます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、「ステイ・ホーム」ということが奨励されているが、ウイルスから身を守ることも含め、生活を支えていくためにも、すべての人たちの安心できる住まいの確保・維持を最優先とする政策が求められています。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

## 記

1. 住居確保給付金について、完全失業してなくても受けられるようになるなど、要件の緩和や運用の改善が相次いでいるものの、新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に困難を来す生活困窮者を支援するため、住居確保給付金のさらなる制度の改善をはかること。

(1) 現実に家賃支払いが困難となっている人の大部分が対象から外れることのないよう、支給対象者の要件である収入基準額を引き上げること。家賃の全額をまかなえない世帯が多数生じないように、支給上限額を引き上げること。

(2) 相談者の殺到や支給事務の混乱・遅延を避けるため、「2年以内に離職又は減収」という要件と「誠実かつ熱心に求職活動」を行うことの要件を廃止すること。

(3) 大学生・専門学校生等が支援の対象となるよう、「離職等の前に主たる生計維持者であったこと」という要件を廃止すること。

(4) 失業者が職業訓練によって新たな技能を身に付けた上でより良い再就職を果たす機会を保障するため、求職者支援法に基づく職業訓練受講給付金との併給を認めないとの要件を見直すこと。

2. ネットカフェ休業により行き場をなくした人たちをはじめ、すべての住居困窮者に対し、相部屋の施設に誘導するのをやめ、ホテルの借上げなども含め、個室の安心できる場所を提供すること。空き家・空き室を活用した住宅支援を強化すること。

3. 生活や生業の基盤を失うおそれのある国民が増え続けている現状からすれば、テナントの賃料に対する支援策とともに、緊急事態宣言の影響により住まいの賃料の支払が困難になった場合に、一定期間の賃料の支払を猶予し、それらの滞納に基づく賃貸借契約解除を制限するため、特別措置法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

財 務 大 臣      あて  
総 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
国 土 交 通 大 臣

意見第5号

雇用調整助成金のさらなる改善・拡充等を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2020年6月22日

提出者 久喜市議会議員  
川 辺 美 信  
賛成者 久喜市議会議員  
田 村 栄 子  
渡 辺 昌 代  
上 條 哲 弘

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

雇用調整助成金のさらなる改善・拡充等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、幅広い業種の事業者において、事業活動の休止や縮小を余儀なくされており、事業の継続と雇用の維持が深刻な課題となっています。また、地方公共団体の労働相談窓口では、休業に伴う賃金に関する相談や解雇・雇止めに関する相談などが急増しており、緊急事態宣言の解除以後も、事業者・労働者ともに雇用の維持への不安がさらに深刻化することが懸念されています。今回の感染症の拡大は、これまでにない規模であらゆる事業者に影響を及ぼしていることから、雇用と経済への打撃は測り知れないものとなる恐れがあります。

休業を余儀なくされる中でも、事業者が事業再開に向けた態勢を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、そして事態収束後、早期に日本経済と国民生活の回復を図っていくため、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金が確実かつ迅速に利用されるなど、現下の雇用対策に万全を期することが重要です。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

1. 雇用調整助成金のさらなる手続きの緩和を図ること。休業手当支給前の助成金申請を可能とし、手当の支給を証する確認書類の後日提出を認めるなど概算払の導入や持続化給付金のような定額支給を検討すること。

2. 最新の制度に関してあらゆる手段を講じて周知を行い、助成金の利用促進を積極的に図ること。特に、利用が進んでいない、パートやアルバイトなど雇用保険被保険者でない労働者が対象となる緊急雇用安定助成金について、事業者への徹底した周知と利用促進を図ること。労働保険料の滞納がある場合等についても特例措置が設けられたことから、労働保険の加入手続をとっていない事業者に対して周知の徹底を図ること。
3. 企業による休業継続と休業手当の支払いを確保するためにも、雇用調整助成金について早急を実施すること。
4. 事業者が円滑に相談でき、速やかに申請できるよう、窓口体制の拡充を図ること。
5. 新型コロナウイルス感染症対策支援金については、簡便な手続きで速やかに給付すること。
6. 経済活動の自粛とそれに伴う雇用情勢の悪化が懸念される中、リーマンショック時に設けられた緊急雇用創出事業のように雇用の受け皿を確保するための制度や、休業した事業所の従業員と他の事業所とのマッチング制度を創設するなど、雇用支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣       あて  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

意見第6号

国会における憲法改正議論の推進を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年6月22日

提出者 久喜市議会議員  
平 沢 健 一 郎  
賛成者 久喜市議会議員  
宮 崎 利 造  
鈴 木 松 蔵  
園 部 茂 雄

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

国会における憲法改正議論の推進を求める意見書

久喜市議会は、平成28年3月8日に「国会における憲法議論の推進と国民的議論の喚起を求める意見書」を採択し、憲法審査会における憲法改正案の早期改正と国会における活発かつ広範な議論の推進と国民的議論の喚起をつよく要望した。

中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスの感染拡大が世界中に広がっている。国民の生命及び健康を守るために一刻も早い感染症拡大の終息が求められる。新型コロナウイルス対策を行う中で、武漢市からのチャーター機で帰国した邦人のうち2名が、検査拒否し自宅に帰宅した。国と埼玉県で繰り返し自粛を求めた格闘技イベントが、さいたまスーパーアリーナで開催された。トイレットペーパーなどの買い占め騒動。休業要請に応じないパチンコ店の公表。国家に国民の生命や財産を守る責務があるのに、政府や自治体は市民にその判断をゆだねている。

この国難に、ほとんどの国にある緊急事態条項がない日本国憲法は、欠陥憲法であることが明らかになった。憲法審査会の開催を行わないのは、国会軽視と国会議員の責任放棄であり、国民の生命と暮らしを守り国家の責任を果たすため憲法議論を開始し、速やかに憲法改正の国会発議を実現するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長 あて